

② 特定準耐火構造の性能 【令 110 条 1 号】

特定避難時間倒壊等防止建築物 【令 109 条の 2 の 2】 **特定避難時間**

通常の火災が発生した際に、建物内にいるすべての人が、地上までの避難が終了するまでの間、建築物の倒壊および延焼を防止する構造で、特定避難時間に応じた性能をもつもの。

主要構造部の性能

各部に火熱が加えられた場合に、下記の基準を満たさなければならない。

特定避難時間は加熱開始後の時間

a. 主要構造部
特定避難時間、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊などの損傷を生じない。

b. 壁や床、屋根の軒裏（軒裏は延焼のおそれのある部分に限る）
特定避難時間、加熱面以外の屋内の面の温度が、可燃物燃焼温度以上に上昇しない。

c. 外壁や屋根
屋内に発生する火災において、特定避難時間、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない。

壁	耐力壁	間仕切壁	特定避難時間
		外壁	特定避難時間
柱			特定避難時間
床			特定避難時間
はり			特定避難時間
屋根（軒裏を除く）			30 分間
階段			30 分間

（特定避難時間の方が短い場合は特定避難時間）

③ 防火設備 【令 110 条の 2】 【令 110 条の 3】

延焼するおそれがある外壁の開口部 【令 110 条の 2】

下記の部分には、防火戸やドレンチャーなどの防火設備を設ける。

a. 延焼のおそれのある部分

b. a 以外で他の外壁の開口部から、通常の火災時の火炎が到達するおそれがある開口部

b. は下記のいずれかに限りに適用される。

- ・別表 1 表中 [] 内の建築物で、特定避難時間倒壊等防止建築物の場合
- ・3 階建て学校等の場合（前ページ『構造の分類』D）で、1 時間準耐火構造の場合

耐火構造の場合は適用されないということ！

特殊建築物の防火設備の遮炎性能 【令 110 条の 3】

防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間その加熱面以外の面に火炎を出さない。（屋内に面するものに限る ← 片面遮炎）

火災が到達するおそれがある開口部 【平 27 国交告 255 号第三】

防火設備が必要 【法 109 条】

火災室の開口部から火災が発生した場合、火災が到達すると想定される範囲

火災は上と横に広がる！

火元となる室のこの『火災室』の開口部

防火設備は不要

範囲の基準となるポイント

スチールサッシュ（網入ガラス）など

火災室が下記に該当する場合を除く。

- ・自動式のスプリンクラー設備などを設ける。
- ・天井（天井がない場合は屋根）の室内側の仕上げを準不燃材料とする。
- ・開口部に防火設備（p.105）を設ける。 ← 両面遮炎
- ・開口部が小さい。（高さ 0.3m 以下、面積 0.2 m² 以内） など

2. 法 27 条 2 項・3 項の特殊建築物

【 別表 1 (5) (6) 】	耐火建築物 【法 27 条 2 項】 (p.112)		準耐火建築物 【法 27 条 3 項】 (p.113)
	(い)	(ろ)	(に)
特殊建築物の用途	階数	床面積の合計	床面積の合計
(5) 倉庫 等		3 階以上の部分：200 m ² 以上	1,500 m ² 以上 (p.113)
(6) 自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	3 階以上の階		150 m ² 以上（ 1 号 を除く） 【令 113 条の 4】

2 号→1 号に修正